

(仮 訳)

プレス・リリース

2011 年 12 月 2 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会による銀行の内部監査機能に係る市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、市中協議文書「銀行の内部監査機能」を公表した。

バーゼル委による 2001 年の文書「銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係」を改訂する本ガイダンス案は、監督当局が銀行の内部監査機能の有効性の評価を行うための一助とすることを目的としている。このガイダンスは監督上および銀行実務における進展を反映し、金融危機から導かれた教訓を盛り込んでいる。

提案されたガイダンス文書は銀行の強力な内部監査機能を促進することを求める一連の原則から構成されている。これらの原則は内部監査機能に係る監督上の評価とともに同機能に関連する監督上の期待を網羅している。この原則では監督権限と銀行の内部監査機能の関係性についても見直しが行われている。

バーゼル委は、提案された市中協議文書に対するコメントを歓迎する。コメントについては、**2012 年 3 月 2 日(金)**までに、電子メールにより baselcommittee@bis.org 宛に提出されなければならない。あるいは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛にコメントを郵送することもできる。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイト公表されるだろう。

バーゼル委は現在、外部監査に関する監督上のガイダンス策定の過程にある。ガイダンスは、「銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係」(2002 年)や「外部監査の品質と銀行監督」(2008 年)を含む、同テーマに関するバーゼル委のガイダンスの上に構築される。

バーゼル委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に奨励し、強化するこ

とを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。